

告示

埼玉県告示第百十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六九〇号	混合有機 質肥料	8 混合有機	窒素全量 八・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十六 年十月二十 一日	兼松アグリテック 株式会社 茨城県神栖市東深 芝四番地七
埼玉県第 五五六号	乾燥菌体 肥料	肥料F- 1号 乾燥菌体	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十三年 十月二十 八日	フジッコ株式会社 兵庫県神戸市中央 区港島中町六丁目 十三番地四